

調達管理番号・案件名

24a00772_スリランカ国スリランカ人材の日本への適正な送り出し促進プロジェクト(日本国側調整)

質問と回答は以下のとおりです。

2025年2月7日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	当該項目なし	プレ公示の際に本案件への質問として「プロポーザルに記載する「コンサルタント等の法人としての経験、能力」の「類似業務の経験」に子会社の類似業務を含めることは可能でしょうか。」と質問を行い、「不可能です。」とご回答いただきました。子会社は本社の影響下にあり、持ち株割合が多い場合は企業として一体なので、子会社の実績を本社の実績に含めるのは不可、という理由について、ご教示いただけると幸いです。	それぞれの企業の政策により、それぞれの目的・理由により本体とは別の法人格として子会社を設立されていると判断したためです。
2	0	見積	国内出張の際に発生する日当宿泊費の計上方法について、参照すべき単価をご教示いただけますでしょうか。また、計上先は、旅費(航空賃、その他)、それとも業務費の小項目の旅費・交通費でしょうか。	プロポーザルには上限額の範囲内で必要な経費を計上ください。国内旅費については一般業務費に計上となります。見積根拠については客観性が認められるものであれば特に指定はありません(「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」参照)。 コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン JICAについて - JICA
3	0	配布資料 8.現地側ローカルコンサルタントとの契約におけるTOR	パイロット活動1に関連して、P.9に JICA will hire another consultant to provide the above technical input regarding the automobile maintenance. との記載があります。本公示業務の予算の枠外で直接雇用される専門家と理解しましたが間違いありませんでしょうか。課題施策の特定のために、自動車整備・農業・建設といった分野別の専門家の配置も検討する必要があるか、確認させて下さい。	ご理解の通り、パイロット活動1では本公示業務の予算の枠外でスリランカ事務所が専門家を直接雇用します。本業務のメインの目的は日本への送り出しネットワークの構築や認知度向上であり、各分野の専門的なインプットは想定しておりません。しかし、上記の目的を達成するために、専門家の配置が効果的と判断されるのであればその提案を妨げるものではありません。
4	0	配布資料 8.現地側ローカルコンサルタントとの契約におけるTOR	P.12 3. Survey on Other Issues and Best PracticelにJICA will hire another consultant to conduct the survey in 2025.との記載があります。こちらのanother consultantは誰を指しますか。本公示業務に現地での課題・施策特定調査が含まれているか、確認させて下さい。	P12 に記載の調査は、本公示業務に含まれておりません。
5	3	第1章 企画競争の手続き 3. 競争参加資格 (2)利益相反の排除	本事業の実施において、スリランカに知悉していることは有用と考えます。その前提の上でお伺いします。共同企業体の構成員は日本にいる外国人の生活支援を主業務としております。同社にはスリランカ人社員が在籍しておりますが、当該スリランカ人社員は、日本におけるスリランカ人労働者が増えていることを受け、そのサポートをきめ細やかにを行うために雇用したものです。この場合、利益相反に該当しますでしょうか。	当該企業体の構成員が、民間企業もしくは団体(公益法人を除く)に該当する場合、利益相反に該当します。

6	9	第2章 特記仕様書(案) 【2】特記仕様書(案)第3条 2. 本業務に係る実施方針および留意事項(1)実施体制および業務分担	「本業務は、本プロジェクトの活動のうち内、日本国内での調整を主とした活動を実施するもの」と記載がありますが、全4回を目途とする渡航の想定もあります。現地ではどのような業務を想定されていますでしょうか。	必要に応じて、スリランカで行われるジョブフェアなどの認知度向上にかかる業務や、視察を希望する自治体及び官民の事業者団体に対してスリランカへの案内などのネットワーク構築にかかる業務を想定しています。
7	9	パイロット活動1～4	「官の事業者団体」とあります。「民間の事業者団体」であれば、監理団体や外国人材の受け入れ企業などが想定されると思いますが、「官の事業者団体」とは、具体的にはどのような団体を想定しているのでしょうか。	「官の事業者団体」は公益法人を含む、営利を目的としない、公益に関する事業を行う団体を想定しています。
8	10	パイロット活動4:「②ジャパンテック及びNYSC の研修生等を対象とした、受注者(及び必要に応じ官の事業者団体)によるスリランカ側関係者向けの日本での自動車整備分野及び農業分野での就労機会に関する認知度向上」	パイロット活動4の項目で、「②ジャパンテック及びNYSC の研修生等を対象とした、受注者(及び必要に応じ官の事業者団体)によるスリランカ側関係者向けの日本での自動車整備分野及び農業分野での就労機会に関する認知度向上」という記載がある。これは、ジャパンテック及びNYSC以外という認識でよいか。	ご理解の通り、自動車整備や農業分野に限定せず、幅広く分野での認知度向上を図っていくことを想定しています。
9	10	パイロット活動4	「②ジャパンテック及びNYSCの研修生を対象とした、受注者(及び必要に応じ官の事業者団体)によるスリランカ側関係者向けの日本での自動車整備及び農業分野での就労機会に関する認知度向上」とありますが、これは、「自動車整備及び農業以外の分野」の誤りではないでしょうか。誤りではない場合、パイロット活動1と2に同様の認知度向上が記載されていますが、その違いについてご教示ください。	パイロット活動1と2で行われる認知度向上とパイロット活動4で行われる認知度向上は一体的な活動です。スリランカ側でパイロット活動1と2を統括するチーフアドバイザーとの効率かつ効果的な連携が求められます。
10	10	2. 第2章 特記仕様書(案) 【2】特記仕様書(案)第3条 2. 本業務に係る実施方針および留意事項(1)実施体制および業務分担	「パイロット活動4」の「②」について、「ジャパンテックおよびNYSCの研修生を対象とした、受注者(および...)によるスリランカ側関係者向けの日本での自動車整備分野及び農業分野での就労機会に関する認知度向上」とありますが、パイロット活動4では自動車分野、農業分野以外の産業分野についての提案を行うと理解しており、念のためご確認をお願いいたします。	パイロット活動1と2で行われる認知度向上とパイロット活動4で行われる認知度向上は一体的な活動です。本公示業務では、自動車整備、農業分野含めて幅広い分野での認知度向上が求められます。そのため、スリランカ側でパイロット活動1と2を統括するチーフアドバイザーとの効率かつ効果的な連携が求められます。

11	11	P11:パイロット活動1(成果1)、P12:パイロット活動2(成果1)	パイロット活動1,2とも「海外雇用局及びジャパンテック等の現地側関係者との調整は、チーフアドバイザーと連携して実施する。」とあるが、本プロジェクトがチーフアドバイザーに、スリランカ側現地関係者等との調整、情報収集に係る業務を依頼した場合、それに係る費用はどちらが負担するのか。	本公示の受注者からの依頼により、スリランカにて発生した費用(宿泊費や交通費など)はチーフアドバイザーが負担いたします。
12	13	P10(1)実施体制及び業務分担ーパイロット活動4、P13(1)プロジェクトの活動に関する業務ー③パイロット活動4(成果1)、及びP13④追加的パイロット活動の検討・準備	P10のパイロット活動4には自動車分野及び農業分野以外の分野の日本への送り出し促進を目的とした情報収集が含まれているが、P13の③パイロット活動4には「パイロット活動1及び2と同様の認知度向上及びネットワーク構築にかかる活動」とあり、情報収集が含まれていない。また、P13④ではパイロット活動は分野横断的に実施する認知度向上等にかかるパイロット活動と記載されており、それぞれ指示が異なるように読めるが、どの指示に従うべきか。	パイロット活動4では、自動車分野及び農業分野以外を取り扱うということを明確化した上で、パイロット活動1及び2と協調しての分野横断的な認知度向上活動を行います。
13	14	(2)本邦研修・招へい	研修日数が「約14日(移動日含む)/回」なっていますが、P36「(4)定額計上について」では、「2回で0.7人月」(つまり、2回で14日間)となっています。どちらが正しいのでしょうか。	「2回で1.4人月」が正しい表記となります。失礼いたしました。 (追記)この修正に伴い、 (1)第3章2.(2)1)業務量の目途 約12人月を12.70人月に、「本邦研修(または本邦招へい)に課する業務3.5人月」を「4.2人月を含む…」に訂正します。 (2)また、第3章4.(4)定額計上について①定額計上額を13,858,000円に訂正します。 ②定額計上の表の金額を13,858,000円に訂正します。 ③同表の「定額計上の金額に含まれる範囲」の「…及び同行(現時点で、2回分3号0.7人月…」を「2回分3号1.4人月」に訂正します。
14	22	インドネシアにおける特定技能制度の下での労働者送り出し増加に向けた日本語基礎教育調査	当該項目の調査について、共有いただける資料はありますでしょうか。	現時点で当該調査の報告書等で共有できるものはありません。
15	22	(4)主な活動	活動1-1~1-4までが本プロジェクトの活動内容という理解でよいか。	プロジェクトの活動として、活動1-1~1-4に加え、以下を想定しています。 活動2のプラットフォームはスリランカにおいて実施しますが、受注者からオンラインでの報告をしていただくことが有益な場合が想定されます。その場合でも、プロジェクト期間を通じて数回程度(各回2時間以内)になると思われます。

16	27	P27:3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングのための報告書作成、P28:5. 業務完了報告書の作成	モニタリングシート及びプロジェクト完了報告書はローカルコンサルタントが提出するものと同一か。それとも別々に提出するのか。	プロジェクト完了報告書はチーフアドバイザーが提出します。モニタリングシートはそれぞれ別々に提出します。 (追記) 本邦コンサルタント(本公示) ① <input checked="" type="checkbox"/> モニタリングシート ② <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了報告書(日本語)(下記プロジェクト完了報告書とは別物で、本公示での業務に限定したもの) チーフアドバイザー(ローカルコンサルタント): ① <input checked="" type="checkbox"/> モニタリングシート ② <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト完了報告書(技プロのモニタリング執務要領で求められるもの)
17	30	チーフアドバイザーの認知度向上に向けた活動	チーフアドバイザーが「認知を促進するための計画と戦略を立てる」とあります。あくまで主体はチーフアドバイザーで、日本側は、チーフアドバイザーの計画、戦略立案に積極的に協力して進める立場でしょうか、または、計画、戦略に沿った活動を実施する立場でしょうか。	チーフアドバイザーの計画、戦略立案に積極的に協力をして進めていただくことを想定しております。
18	30	認知度向上を目的としたPR資料作成	チーフアドバイザーに協力して作成することが期待されているかと思えます。日本側で、PRツール作成の費用を見積もる必要はありますでしょうか。	ご理解の通り、日本側のPR活動にかかる費用の見積りもお願いいたします。
19	31	プロジェクト全体の運営-JCCを少なくとも年1回開催する	JCCは、ローカルコンサルタントのTORだが、プロジェクトチームもJCCに参加はできるのか。	本公示の受注者もJCCに参加いただくことを想定しております。JCC以外の用務が現地で想定されない場合はオンラインでのご参加を想定しています。
20	33	① <input checked="" type="checkbox"/> 対象国及び類似地域	対象国及び類似地域が、「スリランカ国及び南アジア地域」となっておりますが、P9では「日本国内での調整を主とした活動」とあります。業務の主軸は外国人材受け入れにかかる国内調整とも理解できませんが、日本における外国人材の受入れ等及び他国や地域からの日本への送出しに関する業務経験などは評価の対象となりますでしょうか。当該業務で国内調整を図る場合、スリランカや南アジア地域に関する知見も重要ではありますが、これまでの外国人材受け入れの制度や実運用等について把握していることも国内での調整に際して必要な要素かと存じます。	ご指摘を踏まえ、対象国及び類似地域を「スリランカ及び日本への人材送り出しの実績のある国々」に変更させていただきまます。スリランカ以外の国としては、実績の多いベトナム、インドネシア等が想定されますが、これらに限りません。
21	34	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項	「本業務は、本プロジェクトの活動のうち内、日本国内での調整を主とした活動を実施するもの」(p.9)との記載に関連して、現地業務費としてどのような費用の積算を想定されていますでしょうか。例えば、チーフアドバイザーと一緒にサイト視察に行く際の費用負担はどのように考えればよいでしょうか。また、チーフアドバイザーのほうで積算予定であるため、本案件での積算が不要な項目があればご教示ください。	基本的にチーフアドバイザーと一緒にあっても、費用はそれぞれで負担します。例えば、現地活動における車輛備上等は見積書に計上してください。

22	34	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項	P.13に追加的パイロット活動についての言及があり、チーフアドバイザーの関与は限定的となる旨記載されています。パイロット活動を具体的に提案し、それにより現地での追加的な費用が発生する場合、費用は別見積もりとすべきでしょうか。	追加的パイロット活動の検討にかかる現地とのやり取りは、JICAスリランカ事務所が対応いたします。(対象となる職業訓練校とのオンライン会議セット、必要な情報の当地政府機関からの収集などを想定しています。) 本業務においては、求められる日本側リソースの有無の確認、パイロット活動として日本の事業者団体とどのような活動が想定されるか等について、日本側関係者との調整をお願いしたいと考えておりますので、現地費用は発生しない前提でお願い致します。なお、分野としては建設分野を想定しています。
23	36	(4)定額計上について	「金額に含まれる範囲」の同行のカッコ内で「研修内容を踏まえ提案、見直し可」とあります。本邦研修は、別契約となると理解しておりますため、見直しに関しては、金額も含め、業務開始後の本邦研修の契約時に提案するという理解で良いのでしょうか。	プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。